

AO入試【大学入試センター試験を課さない】

| | |
|-------|--|
| 実施学科 | 機械工学科 |
| 募集人員 | 3 |
| 出願要件 | <p>次の①から③のいずれかに該当する者</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち次の各項目のいずれかに該当する者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>エ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）</p> <p>オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）</p> <p>カ 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者で、18歳に達したものの</p> |
| 選抜方法等 | <p>大学入試センター試験及び個別学力検査は課さず、提出された論文又は作品の審査（第1次選抜）及び面接（第2次選抜）により、「ものづくりに愛着を持ち、特定の分野に秀でた才能を有する人材」であるかどうかを総合的かつ多面的に評価し、判定します。なお、論文又は作品が出願者本人のものでないことが判明した場合は、本学の入学許可を取り消します。</p> <p>① 第1次選抜 「論文」又は「作品（内容説明書を含む）」のいずれかを提出してください。提出された論文又は作品により第1次選抜を行います。 ア) 論文 本学科が指定した課題の中から1課題を選択し、2,000字から4,000字程度の論文を作成し、提出してください。 イ) 作品 模型、設計（企画図などを含む）の作品と1,000字程度の内容説明書（工夫した点、苦労した点）を提出してください。</p> <p>② 第2次選抜 第1次選抜の合格者に対し面接を行い最終合格者を決定します。面接は、提出された論文又は作品に関する15分以内のプレゼンテーションと、その内容についての質疑応答、また数学及び物理についての基礎的な知識を問う試問も含まれます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> |
| 出願期間 | 平成29年8月7日（月）～8月17日（木） ※平成29年8月14日（月）～8月16日（水）は本学夏季休業日につき、窓口での受付は行いません。（郵送は可） |
| 選抜期日 | 第1次選抜合格者発表を平成29年8月31日（木）に行い、第2次選抜を平成29年9月8日（金）に実施します。 |
| 合格者発表 | 平成29年9月20日（水） |
| 備考 | <p>① 本学のAO入試に合格し入学手続を完了した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）が実施する一般入試前期日程試験、中期日程試験及び後期日程試験を受験しても、その大学の合格者とはなりません。 ※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>② 入学を辞退する場合は、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「入学辞退届」を提出してください。「入学辞退届」を提出しない場合には、前記①と同様に本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条第7号（出願要件③カ）により出願資格を得ようとする者は、28ページを参照してください。</p> |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのVII 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学A【大学入試センター試験を課さない】

| 実施学科 | 機械工学科 | 知能メカトロニクス学科 | 情報工学科 | 建築環境システム学科 | 経営システム工学科 |
|-------|--|-------------|-------|------------|-----------|
| 募集人員 | 4 | 4 | 3 | 2 | 4 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校の工業、情報、水産に関する学科又は総合学科（工業に関する専門科目を20単位以上修得見込みの者）を平成30年3月に卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>※経営システム工学科については、上記の者に加えて、商業に関する学科又は総合学科（商業に関する専門科目を20単位以上修得見込みの者）を平成30年3月卒業見込みの者も含む</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 調査書の全体の評定平均値が原則として4.3以上である者</p> | | | | |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、小論文及び面接の結果を総合して判定します。面接は、理科及び数学についての基礎的な知識を問う試問を含みます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> <p>【配点：小論文100点 面接200点】</p> | | | | |
| 出願期間 | 平成29年11月1日（水）～11月7日（火） | | | | |
| 選抜期日 | 平成29年11月18日（土） | | | | |
| 合格者発表 | 平成29年11月25日（土） | | | | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学I・特別推薦入学II）に限り出願することができます。なお、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学I・特別推薦入学II）への出願は、いずれか一つに限られます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退願」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> | | | | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学B【大学入試センター試験を課さない】

| 実施学科 | 機械工学科 | 知能メカトロニクス学科 | 情報工学科 | 建築環境システム学科 | 経営システム工学科 |
|-------|---|-------------|-------|------------|-----------|
| 募集人員 | 4 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校を平成30年3月に卒業見込みの者で推薦入学Aの対象者以外の者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 調査書の全体の評定平均値が原則として4.3以上である者</p> | | | | |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、小論文及び面接の結果を総合して判定します。面接は、理科及び数学についての基礎的な知識を問う試問を含みます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> <p>【配点：小論文100点 面接200点】</p> | | | | |
| 出願期間 | 平成29年11月1日（水）～11月7日（火） | | | | |
| 選抜期日 | 平成29年11月18日（土） | | | | |
| 合格者発表 | 平成29年11月25日（土） | | | | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学I・特別推薦入学II）に限り出願することができます。なお、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学I・特別推薦入学II）への出願は、いずれか一つに限られます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。 ※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別な事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退願」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> | | | | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのVII 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学C【大学入試センター試験を課す】

| 実施学科 | 機械工学科 | 知能メカトロニクス学科 | 情報工学科 | 建築環境システム学科 | 経営システム工学科 |
|-------|--|-------------|-------|------------|-----------|
| 募集人員 | 5 | 6 | 3 | 4 | 4 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校を平成30年3月に卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 平成30年度大学入試センター試験で本学部が指定する教科・科目を受験する者</p> | | | | |
| 選抜方法等 | <p>大学入試センター試験の成績、推薦書、調査書、面接の結果を総合して判定します。面接は、理科及び数学についての基礎的な知識を問う試問を含みます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。大学入試センター試験の受験を要する教科・科目、配点は7～8ページと同じです。</p> <p>【配点：大学入試センター試験800点 面接600点】</p> | | | | |
| 出願期間 | 平成30年1月4日（木）～1月10日（水） | | | | |
| 選抜期日 | 平成30年1月27日（土） | | | | |
| 合格者発表 | 平成30年2月7日（水） | | | | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学I・特別推薦入学II）に限り出願することができます。なお、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学I・特別推薦入学II）への出願は、いずれか一つに限られます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退届」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> | | | | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのVII 入学生特待生についてを参照してください。

特別推薦入学Ⅰ【大学入試センター試験を課す】

| | |
|-------|--|
| 実施学科 | 建築環境システム学科 |
| 募集人員 | 6 |
| 出願要件 | <p>次の①から③のいずれかに該当し、かつ④から⑥の全てに該当する者</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規程により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者を含む）</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規程により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち次の各項目のいずれかに該当する者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>エ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）</p> <p>オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）</p> <p>カ 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者で、18歳に達したもの</p> <p>④ 意欲的に勉学に励み、将来、社会のために貢献しようとする者として、高等学校長など在校中の学校の長又は最終出身学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>⑤ 平成30年度大学入試センター試験で本学が指定する教科・科目を受験する者</p> <p>⑥ 合格した場合には入学を確約できる者</p> |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、面接の結果を総合して判定します。なお、大学入試センター試験の成績については、基礎学力が一定の水準に達しているかどうかの判定のみに用います。</p> <p>【面接】</p> <p>面接は、学ぶ意欲やコミュニケーション能力、行動力について重点的に評価します。また、理科及び数学についての基礎的な知識を問う試問も含まれます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> <p>【大学入試センター試験】</p> <p>大学入試センター試験の成績によって基礎学力が一定の水準に達しているかどうかを判定します。ここでいう「一定の水準に達している」とは、大学入試センターが発表する平均点、標準偏差により、受験を要する教科・科目について、次の(1)、(2)のいずれかを満たすものです。</p> <p>(1) 教科・科目の得点の合計が、同じ教科・科目の平均点の合計以上であること。</p> <p>(2) 教科・科目ごとの平均点から、標準偏差を引いた点数未満の科目が3科目以上ないこと。</p> <p>大学入試センター試験の受験を要する教科・科目は、7～8ページと同じです。</p> |
| 出願期間 | 平成29年12月4日（月）～12月15日（金） |
| 選抜期日 | 平成30年1月26日（金） |
| 合格者発表 | 平成30年2月7日（水） |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学Ⅰ・特別推薦入学Ⅱ）に限り出願することができます。なお、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学Ⅰ・特別推薦入学Ⅱ）への出願は、いずれか一つに限られます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退届」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> <p>⑥ 学校教育法施行規則第150条第7号（出願要件③カ）により出願資格を得ようとする者は、28ページを参照してください。</p> |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

特別推薦入学Ⅰ【大学入試センター試験を課す】

| | |
|-------|--|
| 実施学科 | 経営システム工学科 |
| 募集人員 | 4 |
| 出願要件 | <p>次の①から③のいずれかに該当し、かつ④から⑥の全てに該当する者</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規程により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者を含む）</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規程により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち次の各項目のいずれかに該当する者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>エ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）</p> <p>オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）</p> <p>カ 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者で、18歳に達したもの</p> <p>④ 意欲的に勉学に励み、将来、社会のために貢献しようとする者として、高等学校長など在学中の学校の長又は最終出身学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>⑤ 平成30年度大学入試センター試験で本学が指定する教科・科目を受験する者</p> <p>⑥ 合格した場合には入学を確約できる者</p> |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、面接の結果を総合して判定します。なお、大学入試センター試験の成績については、基礎学力が一定の水準に達しているかどうかの判定のみに用います。</p> <p>【面接】</p> <p>面接は、学ぶ意欲やコミュニケーション能力、行動力について重点的に評価します。また、理科及び数学についての基礎的な知識を問う試問も含まれます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> <p>【大学入試センター試験】</p> <p>大学入試センター試験の成績によって基礎学力が一定の水準に達しているかどうかを判定します。ここでいう「一定の水準に達している」とは、大学入試センターが発表する平均点、標準偏差により、受験を要する教科・科目について、次の(1)～(3)のいずれかを満たすものです。</p> <p>(1) 教科・科目の得点の合計が、同じ科目・教科の平均点の合計以上であること。</p> <p>(2) 教科・科目ごとの平均点から、標準偏差を引いた点数未満の科目が3科目以上ないこと。</p> <p>(3) 数学2科目について、それぞれの科目が平均点に標準偏差を足した点数以上であること。</p> <p>大学入試センター試験の受験を要する教科・科目は、7～8ページと同じです。</p> |
| 出願期間 | 平成29年12月4日（月）～12月15日（金） |
| 選抜期日 | 平成30年1月26日（金） |
| 合格者発表 | 平成30年2月7日（水） |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学Ⅰ・特別推薦入学Ⅱ）に限り出願することができます。なお、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学Ⅰ・特別推薦入学Ⅱ）への出願は、いずれか一つに限られます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退届」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> <p>⑥ 学校教育法施行規則第150条第7号（出願要件③カ）により出願資格を得ようとする者は、28ページを参照してください。</p> |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

特別推薦入学Ⅱ【大学入試センター試験を課す】

| 実施学科 | 知能メカトロニクス学科 | 情報工学科 |
|-------|--|-------|
| 募集人員 | 4 | 4 |
| 出願要件 | <p>次の①から③のいずれかに該当し、かつ④から⑥の全てに該当する者</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規程により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者を含む）</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規程により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち次の各項目のいずれかに該当する者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>エ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）</p> <p>オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）</p> <p>カ 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者で、18歳に達したもの</p> <p>④ 意欲的に勉学に励み、将来、社会のために貢献しようとする者として、高等学校長など在学中の学校の長又は最終出身学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>⑤ 平成30年度大学入試センター試験で本学が指定する教科・科目を受験する者</p> <p>⑥ 合格した場合には入学を確約できる者</p> | |
| 選抜方法等 | <p>大学入試センター試験の成績、志望理由書、推薦書、調査書の結果を総合して判定します。</p> <p>大学入試センター試験の受験を要する教科・科目</p> <p>数学：『数学Ⅰ・数学A』及び『数学Ⅱ・数学B』、『簿記・会計』、『情報関係基礎』から1科目*</p> <p>理科：「物理」</p> <p>【配点：大学入試センター試験300点 志望理由書等100点】</p> <p>※『簿記・会計』、『情報関係基礎』を選択する者は当該単位の修得を条件とします。</p> | |
| 出願期間 | 平成29年12月4日（月）～12月15日（金） | |
| 選抜期日 | 大学入試センター試験以外の学力検査等は実施しません。 | |
| 合格者発表 | 平成30年2月7日（水） | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学Ⅰ・特別推薦入学Ⅱ）に限り出願することができます。なお、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C・特別推薦入学Ⅰ・特別推薦入学Ⅱ）への出願は、いずれか一つに限られます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページを確認（http://www.kodaikyo.org/）してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退届」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> <p>⑥ 学校教育法施行規則第150条第7号（出願要件③カ）により出願資格を得ようとする者は、28ページを参照してください。</p> | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学A【大学入試センター試験を課さない】

| 実施学科 | 応用生物科学科 | 生物生産科学科 | 生物環境科学科 |
|-------|---|---------|---------|
| 募集人員 | 2 | 4 | 2 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校の農業又は水産に関する学科若しくは総合学科（農業に関する専門科目を20単位以上修得見込みの者）を平成30年3月に卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 調査書の全体の評定平均値が原則として4.3以上である者</p> | | |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、小論文及び面接の結果を総合して判定します。面接は、生物及び化学についての基礎的な知識を問う試問を含みます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> <p>【配点：小論文300点 面接500点】</p> | | |
| 出願期間 | 平成29年11月1日（水）～11月7日（火） | | |
| 選抜期日 | 平成29年11月18日（土） | | |
| 合格者発表 | 平成29年11月25日（土） | | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C）に限り出願することができます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。 ※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退願」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> | | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学A【大学入試センター試験を課さない】

| | |
|-------|---|
| 実施学科 | アグリビジネス学科 |
| 募集人員 | 12 募集人員12人のうち6人は秋田県内の高等学校等を卒業（修了）見込みの者から選抜し、その他6人は秋田県内を含む全国の高等学校等を卒業（修了）見込みの者から選抜します。 |
| 出願要件 | 次の①*1又は②*1のいずれかに該当し、かつ③から⑤のすべてに該当する者 ① 高等学校の農業、商業、工業に関する学科又は総合学科（農業、商業、工業に関する専門科目のいずれか、あるいはあわせて20単位以上修得見込みの者）を平成30年3月に卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む） ② 通常の課程による12年の学校教育の農業、商業、工業に関する学科を平成30年3月修了見込みの者 ③ 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者 ④ 合格した場合には入学を確約できる者 ⑤ 調査書の全体の評定平均値が原則として4.0以上である者 ※1 ただし、工業に関する学科を卒業（修了）見込みの者は「生物基礎」、「生物」、「化学基礎」、「化学」等*2から2単位以上修得見込みの者に限る。 ※2 上記科目と同等の内容と判断される他の科目を履修している場合は、10月16日（月）から20日（金）までの間に、大瀧キャンパス事務局入試担当（電話0185-45-2026）にご相談ください。 |
| 選抜方法等 | 推薦書、調査書、小論文及び面接の結果を総合して判定します。面接は、農業・農村についての興味・関心に関する質問を含みます。 【配点：小論文300点 面接400点】 |
| 出願期間 | 平成29年11月1日（水）～11月7日（火） |
| 選抜期日 | 平成29年11月18日（土） |
| 合格者発表 | 平成29年11月25日（土） |
| 備考 | ① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。 ② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C）に限り出願することができます。推薦入学A・Bでアグリビジネス学科に出願すると、他学科の推薦入学Cへの出願はできませんので、ご注意ください。 ③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。 ※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（ http://www.kodaikyo.org/ ）を確認してください。 ④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退願」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。 ⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。 |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学B【大学入試センター試験を課さない】

| 実施学科 | 応用生物科学科 | 生物生産科学科 | 生物環境科学科 |
|-------|---|---------|---------|
| 募集人員 | 4 | 4 | 3 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校を平成30年3月に卒業見込みの者で推薦入学Aの対象者以外の者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 調査書の全体の評定平均値が原則として4.3以上である者</p> | | |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、小論文及び面接の結果を総合して判定します。面接は、生物及び化学についての基礎的な知識を問う試問を含みます（試問の内容は調査書の履修内容に基づきます）。</p> <p>【配点：小論文300点 面接500点】</p> | | |
| 出願期間 | 平成29年11月1日（水）～11月7日（火） | | |
| 選抜期日 | 平成29年11月18日（土） | | |
| 合格者発表 | 平成29年11月25日（土） | | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C）に限り出願することができます。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。 ※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退願」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> | | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのⅦ 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学B【大学入試センター試験を課さない】

| | |
|-------|---|
| 実施学科 | アグリビジネス学科 |
| 募集人員 | 6 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校を平成30年3月に卒業見込みの者で推薦入学Aの対象者以外の者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 調査書の全体の評定平均値が原則として4.0以上である者</p> |
| 選抜方法等 | <p>推薦書、調査書、小論文及び面接の結果を総合して判定します。面接は、農業・農村についての興味・関心に関する質問を含みます。</p> <p>【配点：小論文300点 面接400点】</p> |
| 出願期間 | 平成29年11月1日（水）～11月7日（火） |
| 選抜期日 | 平成29年11月18日（土） |
| 合格者発表 | 平成29年11月25日（土） |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C）に限り出願することができます。推薦入学A・Bでアグリビジネス学科に出願すると、他学科の推薦入学Cへの出願はできませんので、ご注意ください。</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。 ※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページ（http://www.kodaikyo.org/）を確認してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに秋田県立大学長あてに「推薦入学辞退願」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのVII 入学生特待生についてを参照してください。

推薦入学C【大学入試センター試験を課す】

| 実施学科 | 応用生物科学科 | 生物生産科学科 | 生物環境科学科 |
|-------|--|---------|---------|
| 募集人員 | 6 | 4 | 4 |
| 出願要件 | <p>次の①から④のすべてに該当する者</p> <p>① 秋田県内の高等学校を平成30年3月に卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規程により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校の卒業を認められる者も含む）</p> <p>② 志望する学部、学科に対し熱意と適性を有する者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>③ 合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>④ 平成30年度大学入試センター試験で本学部が指定する教科・科目を受験する者</p> | | |
| 選抜方法等 | <p>大学入試センター試験の成績、推薦書、調査書、面接の結果を総合して判定します。面接は、高等学校において履修する教科・科目についての基礎的な知識を問う試問は含みません。大学入試センター試験の受験を要する教科・科目、配点は20～21ページと同じです。</p> <p>【配点：大学入試センター試験700点 面接500点】</p> | | |
| 出願期間 | 平成30年1月4日（木）～1月10日（水） | | |
| 選抜期日 | 平成30年1月27日（土） | | |
| 合格者発表 | 平成30年2月7日（水） | | |
| 備考 | <p>① 国公立大学の推薦入試への出願は、一つの大学・学部に限られています。</p> <p>② ただし、本学においては、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入学A・B）の合格発表後に、同一学科の大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入学C）に限り出願することができます。（推薦入学A・Bでアグリビジネス学科に出願すると、他学科の推薦入学Cへの出願はできませんので、ご注意ください。）</p> <p>③ 本学の推薦入試に合格した者は、本学及び他の国公立大学（ただし、独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ）を受験しても、その大学の合格者とはなりません。※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部については、公立大学協会ホームページを確認（http://www.kodaikyo.org/）してください。</p> <p>④ 合格者に特別の事情があり、合格者を推薦した学校長が、平成30年2月14日（水）までに県立大学長あてに「推薦入学辞退届」を提出し、その許可が得られた場合に限り、入学辞退を認めます。入学辞退が許可された者は、本学及び他の国公立大学を受験することができます。</p> <p>⑤ 入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を消失するとともに、本学及び他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。</p> | | |

◆ 「入学生特待生」を希望する者は、29ページのVII 入学生特待生についてを参照してください。